

健康福祉部高齢者支援課所管の公の施設の指定管理者の指定について

1. 対象施設

くにたち北高齢者在宅サービスセンター

2. 検討経過

令和6年11月25日	くにたち福祉会館、くにたち北高齢者在宅サービスセンター、国立市障害者センター及びくにたち心身障害者通所訓練施設あすなろに係る指定管理者制度の活用及び今後のスケジュールを府議報告
令和7年5月19日	各施設の令和8年度以降の指定管理に関する方向性について、府議において市の考え方を集約
令和7年7月8日	令和7年度第1回指定管理者選定委員会を開催し、指定期間、選定基準等に対し、委員から意見を聴取
令和7年8月6日	令和7年度第2回指定管理者選定委員会を開催し、指定期間、選定基準等を集約
令和7年8月27日	指定管理者選定委員会から受領した報告書、今後のスケジュール等を府議報告
令和7年9月	事業者に事業計画書等の提出を依頼
令和7年10月20日	令和7年度第4回指定管理者選定委員会を開催し、くにたち北高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定申請者から提出された事業計画書等を審査
令和7年11月4日	府議において、指定管理者選定委員会からの報告書を受けて、現指定管理者を引き続き指定管理者の候補者として選定することを確認

3. 指定管理者の候補者の概要

施設名	名称及び代表者	本社（主たる事務所）及び設立年月日	目的及び事業内容等
くにたち北高齢者在宅サービスセンター	社会福祉法人 弥生会 理事長 原田洋示	国立市泉3丁目1番 地の6 設立年月日 平成元年3月8日	社会福祉法人 弥生会定款（抄） (目的) 第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会に

			<p>において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人デイサービス事業の経営 (ロ) 老人短期入所事業の経営</p> <p>(種別) 第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 居宅介護支援事業の経営 (2) 地域包括支援センターの経営</p> <p>2 略</p>
--	--	--	--

4. 市による検討結果

(1) 施設の管理運営方法

本施設は、介護保険法関係法令に規定する通所介護サービスに関する業務のほか、国立市高齢者在宅サービスセンター条例第3条各号に掲げる事業を行う施設であるため、相応の管理運営に係るノウハウ及び人材確保が求められる。

このような管理運営ノウハウや適当な人材を有する民間事業者が存在することから、市が直営で運営するよりも、指定管理者制度を活用する方が、経費削減、住民サービスの向上等の効果が期待できるため、引き続き、指定管理者制度を活用した管理運営を行うこととした。

(2) 指定管理者の候補者（以下単に「候補者」という。）について

候補者の選定については、以下の理由から公募によらないこととし、現在の指定管理者である社会福祉法人弥生会（以下「弥生会」という。）に、事業計画書を含む申請書類の提出を求めた。提出された申請書類について、国立市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査を受け、妥当と評価された場合に、弥生会を候補者として選定することとした。

ア 弥生会は、くにたち北高齢者在宅サービスセンターにおいて長年運営管理を継続してきたことにより、地域住民の個々の状態、課題等を把握しており、指定管理業務の範囲を超えて、北地域の高齢者の在宅支援や地域福祉事業への参加を行い、北地域を中心とした住民等に大きな安心感・信頼感を与える存在となっている。また、指定管理業務のみならず、地域包括支援センターの北地域窓口、シルバービアの生活援助員配置事業、高齢者食事サービス等を実施しており、本施設を利用して、在宅高齢者の総合的かつ複合的な相談支援の拠点としての役割を担っていることから、施設設置目的の達成が期待できるため。

イ 利用者へのヒアリング結果及び直近実施された第三者評価において、スタッフの親切かつ実直な対応が利用者の高い満足感を生み出していることがうかがえる。高齢者のデイサービス事業の性質上、利用者にとって、施設環境の変化は必ずしも好ましいことではない（特に認知症状がある場合、急激な環境変化により症状が悪化することもあり得る）。このような状況下で指定管理者が変更となれば、これまで築き上げた関係を再構築しなければならず、利用者にとって不利益が大きいため。

（3）指定期間について

運営コスト削減やサービス向上の観点から、指定管理者が緊張感を持って施設運営を行うため、定期的な評価を行う意味からも、指定期間はこれまでと同様5年間とした。

5. 選定委員会による審査

指定申請者から提出された事業計画書、収支計画書及び選定委員会におけるヒアリングを基に、候補者の審査が行われた。審査の結果、施設運営の更なる向上のため、下記の付帯意見が出された上で、弥生会が候補者に認定された。

（付帯意見）

- ・高齢者介護事業を取り巻く環境は大変厳しいが、当該施設の運営が持続可能なものとなるよう、利用率向上や人材育成について、市の協力も得ながら、引き続き取組を進められたい。

6. 今後の予定について

令和8年1月 指定管理者の指定

令和8年3月 指定管理料、管理運営方法等を定めた協定の締結

令和8年4月 新たな指定期間の開始

以上